

道路交通法

第八十五条 次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許を受けなければならない。

自動車等の種類	第一種免許の種類
大型自動車	大型免許
中型自動車	中型免許
準中型自動車	準中型免許
普通自動車	普通免許
大型特殊自動車	大型特殊免許
大型自動二輪車	大型二輪免許
普通自動二輪車	普通二輪免許
小型特殊自動車	小型特殊免許
原動機付自転車	原付免許

2 前項の表の下欄に掲げる第一種免許を受けた者は、同表の区分に従い当該自動車等を運転することができるほか、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運転することができる。

第一種免許の種類	運転することができる自動車等の種類
大型免許	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
中型免許	準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
準中型免許	普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
普通免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
大型特殊免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車
大型二輪免許	普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
普通二輪免許	小型特殊自動車及び原動機付自転車

3 牽けん 引自動車によつて重被牽けん 引車を牽けん 引して当該牽けん 引自動車を運転しようとする者は、当該牽けん 引自動車に係る免許（仮免許を除く。）のほか、牽けん 引免許を受けなければならない。

4 牽けん 引免許を受けた者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許を現に受けているものは、これらの免許によつて運転することができる牽けん 引自動車によつて重被牽けん 引車を牽けん 引して当該牽けん 引自動車を運転することができる。

5 大型免許を受けた者で、二十一歳に満たないもの又は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める大型自動車、中型自動車又は準中型自動車を運転することはできない。

6 中型免許を受けた者（大型免許を現に受けている者を除く。）で、二十一歳に満たないもの又は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める中型自動車又は準中型自動車を運転することはできない。

7 準中型免許を受けた者（大型免許又は中型免許を現に受けている者を除く。）で、次の各号に掲げるものは、第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める自動車を運転することはできない。

一 二十一歳に満たない者又は大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しない者 政令で定める準中型自動車

二 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年に達しない者 政令で定める普通自動車

8 普通免許を受けた者（準中型免許を現に受けている者を除く。）で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める普通自動車を運転することはできない。

9 大型二輪免許を受けた者で、大型二輪免許又は普通二輪免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める大型自動二輪車又は普通自動二輪車を運転することはできない。

10 普通二輪免許を受けた者（大型二輪免許を現に受けている者を除く。）で、大型二輪免許又は普通二輪免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める普通自動二輪車を運転することはできない。

11 第一種免許を受けた者は、第二項の規定により運転することができる自動車又は第四項の規定により牽けん引自動車によつて重被牽けん引車を牽けん引して当該牽けん引自動車を運転することができる場合における当該重被牽けん引車が旅客自動車運送事業の用に供される自動車（以下「旅客自動車」という。）又は旅客自動車運送事業の用に供される重被牽けん引車（以下「旅客用車両」という。）であるときは、第二項及び第四項の規定にかかわらず、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、当該旅客自動車を運転し、又は牽けん引自動車によつて当該旅客用車両を牽けん引して当該牽けん引自動車を運転することはできない。

12 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けた者は、第二項の規定にかかわらず、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第六項に規定する代行運転自動車（普通自動車に限る。以下「代行運転普通自動車」という。）を運転することはできない。

（罰則 第五項から第十項までについては第百十八条第一項第七号）

道路交通法施行令

（大型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない大型自動車、中型自動車又は準中型自動車）

第三十二条の二 法第八十五条第五項の政令で定める大型自動車は、自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の大型自動車とする。

2 法第八十五条第五項の政令で定める中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの（自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。次項において同じ。）に該当する中型自動車（二十歳に満たない者にあつては、自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の中型自動車）とする。

3 法第八十五条第五項の政令で定める準中型自動車は、第十三条第一項（※）に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するものに該当する準中型自動車とする。

※【参考】（緊急自動車）

第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したもの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。

一 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの

一の三 消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車（第一号に掲げるものを除く。）

（中型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない中型自動車又は準中型自動車）

第三十二条の三 法第八十五条第六項の政令で定める中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの（緊急用務のための中型自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。）に該当する中型自動車（二十歳に満たない者にあつては、自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の中型自動車）とする。

2 法第八十五条第六項の政令で定める準中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの（緊急用務のための準中型自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。）に該当する準中型自動車とする。

（準中型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない準中型自動車又は普通自動車）

第三十二条の三の二 法第八十五条第七項第一号の政令で定める準中型自動車は、前条第二項に規定する準中型自動車とする。

2 法第八十五条第七項第二号の政令で定める普通自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの（緊急用務のための普通自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。）に該当する普通自動車とする。

(普通免許を受けた者が運転することができない普通自動車)

第三十二条の四 法第八十五条第八項の政令で定める普通自動車は、前条第二項に規定する普通自動車とする。